資料２－３

建設分野の関連業務として豪雪地域等の除雪作業に従事することについて



国土交通省

建設分野の関連業務として豪雪地域等の除雪作業に従事することについて

国土交通省

○ 豪雪地域等における除雪作業への従事は、通常想定される運用とは異なる運用を行うこととなるものの、下記のような特別な必要性を踏まえ、不適切な運用が行われないようにするための一定の条件を設けた上で関連業務として適正に運用する

従事できる関連業務の範囲について

＜業務関連性＞

- 除雪作業は、建設工事と別個の業務であっても、建設工事と同様に道路等の社会資本を対象とし、その維持管理の一環として行われる点で関連性を有する
- 豪雪地域等では、建設業者が道路等の重機等を用いた除雪作業を請け負うのが一般的なものとなっており、日本人技能者が除雪作業に広く従事している

＜付随性＞

- 地域性や季節性に鑑みて、除雪作業に一定期間継続して従事することも想定されるものの、従事期間全体を通じて、本来業務への従事が確保される旨を明確にして運用する

関連業務として行う必要性が高いと認められることについて

＜関連業務への該当性＞

- 除雪作業は、地域社会の存続、社会経済活動の維持、住民生活の安定等の観点から不可欠
- 施設管理者のみで除雪作業を行うのは困難であり、建設業者等に委託して行わせているのが実情
- 重機等を用いた除雪作業への従事に要する技能は、重機等を用いた建設工事への従事に要する技能と、重機等を用いる点で近似している
- 重機等を用いた除雪作業は、一定の資格・免許等の保有が必要であり、担い手が限られている
- 豪雪地域等において建設分野の外国人の雇用の安定や人材確保を図るには通年で安定した業務の確保が必要

＜一定の条件設定＞

- 運用を行うにあたっては、育成・キャリア形成に支障を来さないよう本来業務への従事の確保が確実に担保されることが必須
- 夜間・早朝時間帯における作業への従事等、除雪作業ならではの特殊性や危険性も存しており、労働者保護の担保も必須。また、労働者が作業内容を事前に十分に理解した上で、事前に同意していることも必要
- このため、本来業務への従事の優先や労働者保護等の観点から、一定の条件下において従事するものに限り、関連業務としての従事を認めるものとして運用（詳細は次頁を参照）

一定の条件について（建設分野における豪雪地域等の除雪作業）

国土交通省

○ 通常想定される関連業務の範囲を超えて、建設分野での関連業務として、特定技能外国人又は育成就労外国人を豪雪地域等の除雪作業に従事させようとする場合、受入企業は、主として次の措置を講じることとする

① 意向確認の実施

- 入国前に、除雪作業に従事させようとする外国人に、本人が十分理解できる言語で、作業内容を説明し、書面で意向を確認すること（受入れ済の外国人も同様）
- 受入れ済の外国人が従事を希望しない場合は、これを理由に不利益な取扱いをしないこと

② 事前教育の実施

- 従事させようとする外国人に対し、除雪の方法、重機等の取扱い、安全対策等に関する事前教育を実施すること
- 事前教育を実施済の外国人に対しても、降雪期を迎える毎に、改めて実施すること

③ 資格・免許の確認

- 重機等を扱う場合は必要な技能講習や特別教育を修了していること、重機等を扱って公道を走行する場合は必要な運転免許を保有していることを確認すること
- 除雪作業への従事のみのため資格・免許の取得を強制しないこと

④ 労災保険関係の成立

- 事務所等の労災保険（継続事業）の保険関係を成立させていること

※ 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は当該保険を成立させる必要

⑤ 指揮体制・単独作業の制限

- 除雪作業責任者（現場代理人）の指揮下で従事すること
- 育成就労外国人は、単独で作業に従事させず、特定技能外国人も、実際の除雪作業への従事を通じて習熟が確認できるまで（※1）は、単独で作業に従事させないこと

⑥ 夜間・早朝除雪作業時の配慮

- 夜間又は早朝に除雪作業へ従事させる場合は、勤務終了から勤務開始までに十分な休息時間を確保すること
- 深夜時間帯での従事は深夜割増を支給するなど、処遇についても適切な賃金支払いを確保すること

⑦ 本来業務への従事の確保

- 積雪時にも従事可能な建設工事が稼働している場合は、除雪作業よりも当該建設工事への従事を優先させること
- 外国人の除雪作業への従事時間が、地域の積雪状況を踏まえても最大でも当該外国人の全就労時間のうち1/3を超えないこと

⑧ 雇用の安定の確保

- 積雪時の除雪作業への従事を目的とした受入れではなく、本来業務への従事を目的に建設技能者として雇用しており、安定した給与の支払い（月給制）を行っていること

※1 技能については、3冬季にわたり重機等を実際に操作して除雪作業に継続的に従事した経験を有することを、日本語能力については、日本語教育参照枠B1相当以上の日本語能力を有していることを、個別に確認する